

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則

平成20年3月26日教育委員会規則11号

(目的)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。(以下「法」という。))第25条の2の規定に基づき、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導が不適切である教諭等の定義)

第2条 この規則において指導が不適切である教諭等とは、広島市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「広島市立学校」という。)の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び常勤講師(条件附採用期間中の者及び臨時的任用者を除く。)のうち、児童等に対する指導が不適切で、指導改善研修を受ける必要があると認定された者をいう。

(指導状況の把握等)

第3条 広島市立学校の園長、校長及び広島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教諭等の指導状況の把握に努め、児童等への指導が不適切である教諭等に対しては、早期に、適切な指導、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(申請等)

第4条 広島市立学校の園長又は校長は、前条の規定による指導、助言その他の支援を行ってもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと判断し、指導が不適切である教諭等に該当すると思料するときは、教育委員会に対し、当該教諭等が、指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定を申請するものとする。

2 前項の規定による申請に当たって、当該園長又は校長は、指導が不適切である教諭等の認定に係る申請書に、指導が不適切である教諭等に係る調書を添えて、教育委員会に提出するものとする。

3 前項の規定により申請を行う場合において、当該園長又は校長は、当該教諭等に意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を併せて提出するものとする。

- 4 教育委員会は、第1項の申請があった場合には、当該教諭等に書面又は口頭により意見を述べる機会を与えるものとする。

(指導が不適切である教諭等の認定等)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る教諭等が、指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定をするかどうかを決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の認定に当たっては、別に定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する専門的知識を有する者及び市内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)の意見を聴かなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の認定をしたときは、速やかにその旨を、前条第1項の規定による申請をした者及び当該認定を受けた教諭等に通知するものとする。

(指導改善研修)

第6条 教育委員会は、前条第1項の認定を行った教諭等に対して、指導改善研修を実施する。

- 2 指導改善研修の期間は、1年を超えない範囲内で教育委員会が定める。ただし、教育委員会は、特に必要があるときは、指導改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内でこれを延長することができる。
- 3 教育委員会は、前項の指導改善研修の実施に当たっては、当該教諭等の能力、適正等に応じ、指導改善研修に関する計画書を作成し、第4条第1項の規定による申請をした者及び当該教諭等に通知するものとする。
- 4 指導が不適切である教諭等に対しては、当該園長又は校長が、前項に規定する指導改善研修に関する計画書に基づき、指導改善研修を受けることを命ずるものとする。
- 5 前各号に定めるもののほか、指導改善研修に関し必要なことは、別に定める。

(指導改善研修状況報告)

第7条 当該園長又は校長は、指導が不適切である教諭等について、研修の効果の把握に努めるとともに、その記録を月ごと及び年度ごとに、遅滞なく、教育委員会に報告するものとする。

(指導改善研修終了時の認定等)

第8条 教育委員会は、指導改善研修の終了時において、前条の規定による報告その他の資料に基づき、指導が不適切である教諭等の指導改善の程度が、次の各号のいずれに該当するかの認定を行う。この場合においては、第4条第4項及び第5条第2項の規定を準用する。

- (1) 児童等に対する指導を適切に行うことができるようになったと認められる旨の認定
- (2) 引き続き指導改善研修を受ければ、児童等に対する指導を適切に行うことができるようになると見込まれる旨の認定
- (3) 指導改善研修終了後もなお児童等に対する指導を適切に行うことができる程度まで改善する余地がないと認める旨の認定

2 前項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 前項第1号の認定をしたときは、第5条第1項の認定の解除
- (2) 前項第2項の認定をしたときは、第6条第2項ただし書きの規定による指導改善研修の期間の延長
- (3) 前項第3項の認定をしたときは、法第25条の3の規定による免職その他の必要な措置

3 教育委員会は、前項各号の措置を講ずるときは、速やかにその旨を、当該園長又は校長及び当該教諭等に通知するものとする。

(委任)

第9条 この教育委員会規則の施行に関し必要な細則は、広島市教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。